

令和8年度 香川県奨学のための給付金制度のご案内（本科生等）

【県外の高等学校等に在学している高校生等・保護者の皆様へ】

※本校が県外にある場合は、「県外の高等学校等」です。

1. 奨学のための給付金制度とは

生活保護受給世帯または道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、返済不要の給付金です。支給を受けるには、毎年度申請が必要です。

2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、令和8年7月1日（令和8年7月2日以降に高等学校等に入学した高校生等は、入学日）です。

① 保護者等（親権者）が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

② 生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等（親権者）全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯であること

※非課税世帯で申請する場合、保護者等（親権者）全員が非課税であることが必要です。

③ 高校生等が高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、高等学校等就学支援金等の支給を受ける資格を有していること等

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※高等学校等・新就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設（理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設（所））の認定を受けているものなど。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額がわからない。
- ・高等学校等就学支援金等の対象校（3年制以上）を既に卒業または修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

3. 給付額

一人あたりの給付額（年額）は5ページで確認してください。

4. 申請期限

第1回目締切り：令和8年 9月15日

※できるだけ、この締切りに間に合うように提出してください。

第2回目締切り：令和8年12月31日（消印有効）

※秋入学の方、1回目の締切りに間に合わなかった方は、この締切りまでに提出してください。

※令和9年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

5. 申請方法

次の書類を、郵送または持参により「6 お問い合わせ先」へ提出してください。（消印有効）

※様式は、在学する学校、下記HP、または「6. お問い合わせ先」で入手してください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/sigaku/keigen/shogakukyuhukin.html>)

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	合算額(※)が 0円の世帯		合算額が 105,500 円 未満の世帯		合算額が 182,500 円 未満の世帯	
		通信制	全日制・ 定時制	通信制	全日制・ 定時制	通信制	全日制・ 定時制
給付額 (上段は国公立、下段は私立)	32,300円 52,600円	50,500円 52,100円	143,700円 152,000円	16,830円 17,370円	47,900円 50,670円	12,630円 13,030円	35,930円 38,000円
①香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【提出用】	○	○	○	○	○	○	○
②香川県奨学のための給付金受給申請書(第1号の1様式)	○	○	○	○	○	○	○
③振込口座 通帳写し貼付書(第2号様式) ※申請者名義の口座に限ります	○	○	○	○	○	○	○
④通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ)	○	○	○	○	○	○	○
⑤在学証明書(第3号様式)	○	○	○	○	○	○	○
⑥生活保護(生業扶助)受給証明書 ※福祉事務所が7/1以降に発行し、「生業扶助」の記載があるもの。コピー不可。	○						
⑦保護者等全員の令和8年度課税証明書等 ※課税証明書、特別徴収税額決定通知書、納税通知書など。 コピー不可。		○	○	○	○	○	○
保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを提出してください。							
⑧高校生等の国籍・在留資格等の確認ができる書類 ※住民票の写し(原本。日本国籍以外の場合は在留資格・在留期間が記載されているものに限る)、特別永住者証明書の写し、在留カードの写し ※家族滞在については、上記に加え、日本の小学校の卒業	○	○	○	○	○	○	○

証書の写し又は卒業証明書 (原本)並びに日本の中学校の 卒業証書の写し又は卒業証明 書(原本)の提出が必要。							
⑨扶養誓約書(要領第1号様式) ※保護者等が <u>両親でない場合</u> 必要となります。	○	○	○	○	○	○	○

【注】上記①～⑤、⑧の書類は全員提出してください。⑥、⑦、⑨については対象者のみ提出が必要です。

※ 合算額:保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

6. お問い合わせ先

国公立	県教育委員会事務局高校教育課 総務・修学支援グループ 〒760-8582 高松市天神前 6-1 TEL (087) 832-3754
私立	県総務部総務学事課 私学グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10 TEL (087) 832-3058

7. その他

- ・審査結果(支給の有無、給付額)は、第1回目締め切りまでに提出された方は、年内(予定)に、第2回目締め切りまでに提出された方は、年度末までに、申請者に文書を郵送してお知らせします。
- ・支給が決定された場合は、第1回目締め切りまでに提出された方は、年内(予定)に、第2回目締め切りまでに提出された方は、年度末までに、指定口座に振り込みます。
- ・事実と異なる内容の申請により支給を受けた場合は、即時返還と加算金が課せられます。

◆申請書を提出する前に◆

申請書を提出する前に以下のチェックリストによりもう一度確認してください。記入漏れ、書類の不足等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

チェックリスト

生活保護受給世帯の場合

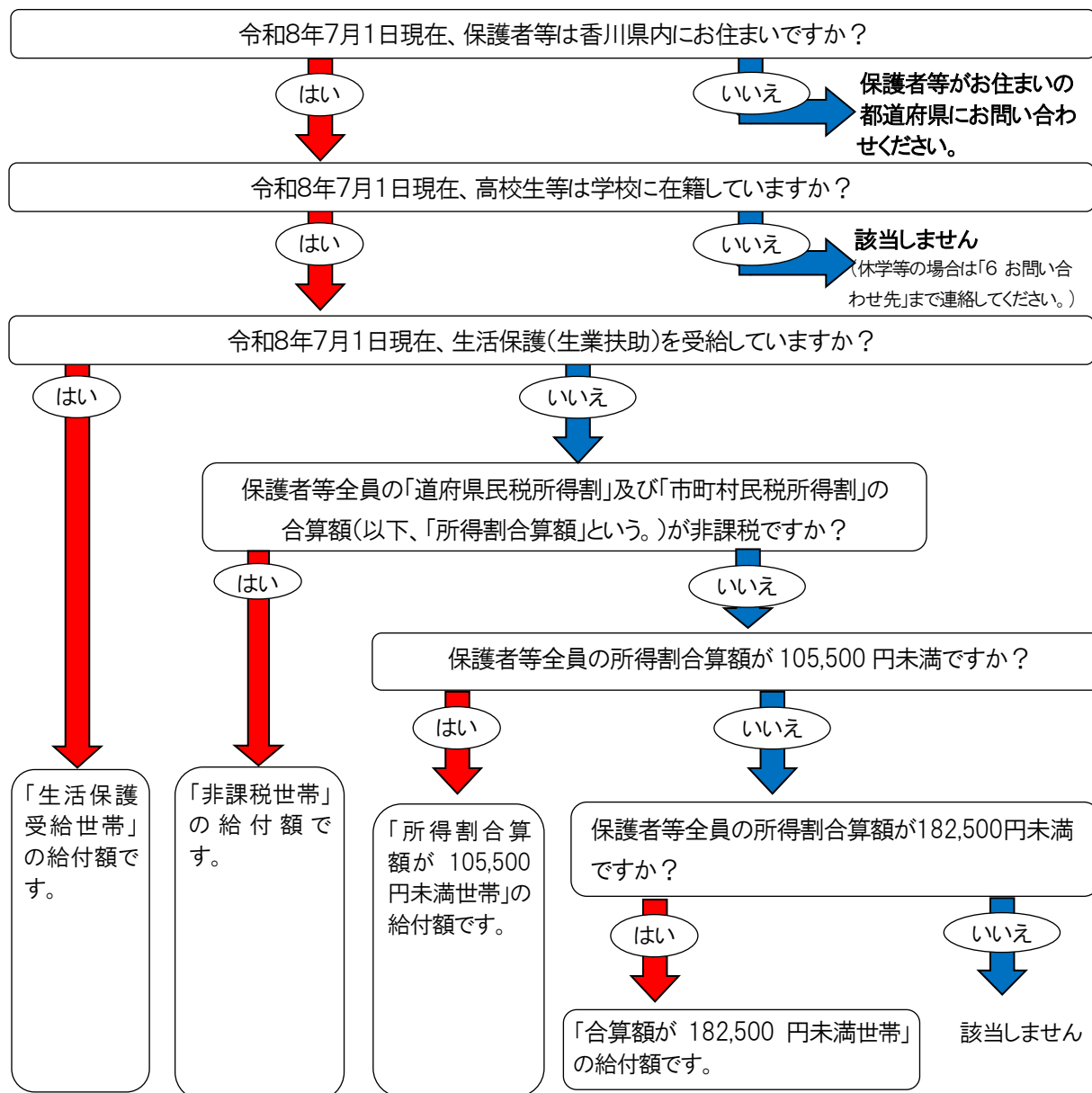
- ☐ 申請書等提出書類に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ☐ 申請書(第1号の1の1様式)の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- ☐ 申請書(第1号の1の3様式)の【3. 誓約事項】について(✓)チェック及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- ☐ 振込口座の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- ☐ 振込口座として記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- ☐ 生活保護受給証明書の原本を添付しましたか。証明書の日付は令和8年7月1日以降ですか。
- ☐ 生活保護受給証明書に生業扶助の記載はありますか。
- ☐ 高校生等の国籍・在留資格等の確認ができる書類を添付しましたか。
- ☐ 在学証明書は添付しましたか。
- ☐ 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満世帯の場合 (生活保護受給世帯以外)

- ☐ 申請書等提出書類に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ☐ 申請書(第1号の1の1様式)の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- ☐ 申請書(第1号の1の3様式)の【3. 誓約事項】についてチェック(✓)及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- ☐ 振込口座の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- ☐ 振込口座として記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- ☐ 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が確認できる書類(課税証明書等)を添付しましたか。(原本。保護者が両親の場合2名分が必要です。控除対象配偶者分も省略できません。)
- ☐ 高校生等の国籍・在留資格等の確認ができる書類を添付しましたか。
- ☐ 在学証明書は添付しましたか。
- ☐ 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

申請にあたって不明な点等がある場合は、「6. お問い合わせ先」にご連絡ください。

香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【本科生等用】



	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
非課税世帯	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円
所得割合算額が105,500円未満世帯	47,900円	50,670円	16,830円	17,370円
所得割合算額が182,500円未満世帯	35,930円	38,000円	12,630円	13,030円

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(R8年新生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。